

2024.11.14 JDRCシンポジウム  
「ドライブレコーダー映像の証  
拠価値とデータ保存上の課題」

合同会社nitro 代表社員 にわ法律事務所 弁護士 丹羽 洋典



合同会社 nitro



# INDEX

- 1 近時のドライブレコーダーによる裁判上の事実認定例
- 2 データ保全上の問題



# 近時の刑事裁判での事実認定例

## 【犯人性（被告人が本件起訴事実の犯人であるか）の認定例】

- ・ 車内の被害者との会話内容から殺人罪の犯人と認定された事例（東京地裁令和5年12月11日判決）
- ・ 現場での犯行前後の行動から現住建造物放火罪の犯人と認定された事例（釧路地裁令和5年3月3日判決）

## 【故意の認定例】

- ・ 車内の会話から強い殺意があったとして殺人の未必の故意を認定した事例（水戸地裁令和5年3月2日判決）
- ・ 被害者をボンネットに乗せ走行した車両の走行状態から未必の故意を認定した事例(津地裁令和11月7日判決)
- ・ タクシー車内の映像から金銭奪取のための暴行として強盗の故意を認定した事例(名古屋地裁令和5年7月25日判決)

## 【悪情状の認定例】

- ・ 強制わいせつ致死罪の被告が犯行後ドラレコのカメラやSDカードを投棄したことをもって犯行後の態度が卑劣であると認定した事例（松山地裁令和5年3月10日判決）

## 【危険運転、過失運転致死傷関係】

- ・ 危険運転致死傷罪の殊更赤信号無視の認定（水戸地裁令和6年2月22日判決）、通行禁止道路通行の故意（神戸地裁令和5年10月27日判決）
- ・ 過失運転致死傷罪の過失の有無の認定（多数）

# 民事裁判での事実認定例

・ 信号表示、速度、徐行・一時停止の有無、交差車両でいずれが停止していたか、いずれが車線逸脱車両か、並走車両のいずれが車線変更したか、右左折の態様（早／大回りの有無）、合図の有無・時期、被害者が横断歩道もしくは自転車横断帯上、路側帯、歩道であったか、進路変更禁止場所か等、事故態様全般を客観的に証明する極めて重要な証拠資料である。

⇒過失割合の判断資料としてだけでなく、受傷や死亡との因果関係、受傷の有無や程度、運転態様や被害状況、犯行前後の悪質性の判断（慰謝料額の算定）にも用いられる。

【加害車両の特定】



【逃走車両の特定】



【受傷の有無】



【信号色】



【安全窓閉塞】



ドラレコの普及により、

- 1 当事者や目撃者の主観的な自白や供述に頼らない、より客観的かつ直接的な事実認定が可能となり、真実により近い裁判が実現
- 2 虚偽や思い込みを排斥することで、無用な争点化を避けることができ、裁判や民事賠償実務の早期かつ容易な解決に多大な貢献

# データ保全上の問題

1 ドラレコ本体の破損（大破、焼損、水没）

2 ユーザーの取り扱い上の問題

カメラ取付位置不良、電源非供給、本体もしくは記録媒体の故障・不具合、故意・過失によるデータ消去、紛失等々・・・

# データ保全の問題

## 3 SDカードの耐久性・寿命の問題⇒消耗品

(1) メーカー      防水性      耐温度      耐衝撃・耐振動性

SanDisk社      1m・72h      -25～85℃      MAX 500Gs

ELECOM社      —      -25～85℃      「落下・曲げ・捻りに強い」

Kingston社      1m・0.5h      -40～85℃      MIL-STD-883H、METHOD 2002.5 米軍標準テスト準拠

(2) 書き換え寿命

一般的なMLC方式のNANDフラッシュメモリの素子の書き込み回数の上限は、SLC(Single Level Cell)チップは5万回、MLC (Multi Level Cell) チップは3,000回、TLC (Triple Level Cell) チップは1,000回



**Thank  
you  
for your  
attention**